

《研究ノート》

十八世紀後期東部インドにおける

実物年貢に関する一考察

——事例の紹介を兼ねて——

谷 口 晋 吉

一 序 言

この小稿は、西ベンガル州立公文書館 (State Archives, Government of West Bengal) 所蔵のイギリス東インド会社政府関係の歴大な未刊行の文書群に主に依拠しながら、十八世紀後期ベンガル州北部、西部及びビハール州東部の諸県を対象として、そこにみられた実物年貢に関する記述——それらは数も少なく断片的なものであるが——を系統的に検索し、それに若干の考察を加えることを目的としている。ところで、この小稿は一貫した論理を追究することを意図するものではないが、ここに紹介される諸事例を通して、実物年貢が貨幣年貢に転換する場合に、それが一時的、代替的なものである時と、不可逆的な移行である時という二つのパターンが検出されることを指摘しておこう。

さて、ここで、本稿の対象について重要な限定を加えておか

ねばならない。それは、当時東部インドにおいて、富農に従属した多くの貧農が前者の保有地において刈分小作を行うという事態がみられたのであるが、本稿ではこの現物の引渡を伴う興味深い問題は対象に含めないということである。ただし、小作料は年貢とは異なる範疇に属するものであり、刈分小作の問題はそれを包摂しつつ成立していた富農経営の問題の一環として位置付けられるべきであると判断するからである。

なお、実物年貢に関しては、B・チャードリー、高島稔両氏のすぐれた研究²⁾が既に発表されているので、本稿と併読されることを期待したい。また、右のチャードリー氏は、ここで紹介する史料のいくつかを既に利用されているが氏と筆者とでは力点の置き方に異なるところがあり、また、そこでは史料自体の引用はされていないのでここに再度取り上げることにした次第である。

(1) この点は別稿で改めて論じる予定である。

(2) B. Chowdhury, "Some Problems of the Peasantry before the Permanent Settlement", *Bengal Past and Present*, No. 140, 1957(?), pp. 134—151; Do., "Some Aspects of Peasant-Economy of Bengal after the Permanent Settlement", *ibid.*, No. 142, 1957, pp. 137—149; Do., "Movement of Rent in Eastern India, 1793—1930", *The Indian Historical Review*, III—2, 1977, pp. 308—390. 高島稔「十九世紀初期のビハール州における地代と農民の土地保有について」『北海道大学文学部紀

要』十四ノ二 一九六九年 一六三―二二三頁。

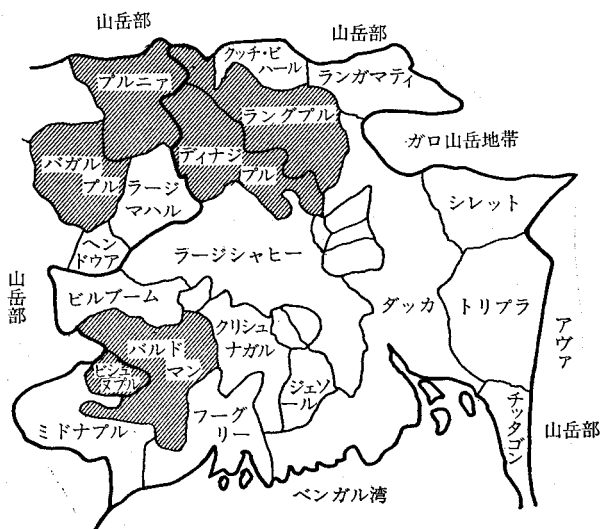
二 ベンガル州の事例

十八世紀中期には、この州の年貢の一般的形態は既に貨幣年貢制（ただし支払い通貨はルピーと呼ばれる銀貨である）となっていたが、なお同世紀後期においても若干の地域―特に州の西部、北部―に局地的に実物年貢制が存続していたことが知られる。

まず、この北部のディナジプル (Dinajpur) 県について史料を検討すると、そこには折半刈分 (adhi) の形態をとる折半刈分地 (adhi joi) が存在したことが分る。この土地の保有者は序言で触れた刈分小作人とは異なり、ザミンダールの役人から直接に折半刈分の地券 (adhi patta) を与えられた自立した農民であった。さて、ここで注目されるのは、実物による年貢が一時的に金納に転換される場合がみられたことである。例えば、一七八二年は、「豊作のために粳米が非常に安価であり、（しかも）容易には換金できない」という状態であった。この際に、ザミンテールは現物を受納することから生じる損失を回避するために一律にピガ当り一二アンナの割合で貨幣年貢 (thika rent) を要求し、それを強制的に徴収したのである。なお、一ピガは約三分の一エーカーであり、一アンナは一六分の一ルピーである。翌年は平年作であり米の価格も平常に戻り、支払形態も物納に復した。しかるに、一七八四年は逆に強度の不作で米の価格が高騰したのである。すると今度は農民の側が

ピガ当り一三アンナの割合で金納とすることを要請し、ザミンダールはこれを了承した。こうして、農民は「前年はピガ当り八アンナの収益しか生じなかったが、（今年は）その倍」を得ることができて、高価格の恩恵に浴したのである。次に訳出する同県収税官の一七八七年の報告は右の点を確認するものである。

18 世紀後半ベンガル地方略図



る。

古来からの慣行により（物納地における年貢形態の）選択は政府（ここではザミンダールのこと）の特権として確立されている。他方、農民は穀物の大きな需要などの理由で（金納が）有利な時には、貨幣で払うことが許されている。その時、更に郡における穀物価格の四分の一（に相当する金額）が（年貢から）控除されるという優遇措置が与えられる。

さて、以上からこの県に若干の折半刈分の物納地が存在し、更にそれは大きな価格変動に依じて一時的に金納化するという代替性を有したことが明らかにされた。ところで、右の場合における代替性の含意を理解することは必ずしも容易ではない。このためには、少くとも次の三点を念頭に置くことが必要であろう。すなわち、第一に、ここでは考証する紙幅はないが、当時のこの地方では土地が豊富であり労働力は相対的に不足していたことである。第二に、折半刈分地の存在が確認される県の西南には川沿いの低地（*g*）が多く、そしてそこはしばしば水害を蒙る不安定な条件下の土地であったことである。右の刈分地はこの低地にみられたと考えて誤りあるまい。第三に、この刈分農民は、近辺に貨幣年貢を払う安定した耕地をもつか他に主たる収入源をもち―彼等はしばしば織工でもあった―、従ってここからの収入は付加的な性格が強かったと考えられることである。以上の条件を考えれば、この不安定な土地に労働力

を得るためには、ザミンダールは相当の譲歩を余儀なくされたのは当然であるといえる。この県における代替性は、かくて、低価格の年にはザミンダールに収入の最低保障（一二アンナ）を与えるものであったが、高価格の年にはザミンダールは生産物の売却から生じる高収益を農民に譲り自分は通常の収入（一二アンナ）で満足するというものであったと理解されるのである。

次いで州西部の山沿いの台地に連なる平野部にあったビシュヌプル（Bishnupur）領（政府地租約四〇万ルーピー）の事例をみることにしよう。ここでは、カマル（Khamar）とサジャール（Sajal）という二種類の物納形態が見い出される。

まずカマルと呼ばれる形態を検討しよう。これはクート（Kut）とクート・カマル（Kut Khamar）の二つの亜種形態に分かれた。まず最初にクートという形態から見よう。これは、「田の産出量推定（毛見）」のことである。この毛見は村の五名以上の有力者、（ザミンダールの）差配（*gunastha*）、そして当の農民が田に赴いて行われる。その農民は、彼等が推定する産出量の半分を、損得に拘らず、政府（ザミンダール）に納めなくてはならないのである。次いで、もう一つのクート・カマルという形態を見ることにする。これは、脱穀場に積み上げられた個々の稲の山から差配が両手で引き抜けるだけの分量をザミンダールの追加取分（*further advantage*）として、そしてそれよりやや少量を自分の役得として、粗生産から予め控除するものである。そしてこの後に、残された稲が、農民とザミ

ンダールの間で折半された。ところで、年貢として取り分けられた稲は先の控除分をも含めて直ちに脱穀されたのであるが、この時に藁は農民の取分として彼に与えられたのである。

さて、もう一つのサジャーという形態では、農民は、「作物の如何を問わず、例え全く産出のない時でも、同一量を納める。この納入量は土壤に応じて定められており、年間にビガ当り一マン半(約五六kg)から五マン(約一八六kg)である。……もしある土地が二毛を産しても、例えば米に加えて綿花などの裏作があつても、それに対しては年貢は全く要求されない」のである。ところで、この史料は、サジャーの形態で二毛作地を保有する農民は非常に裕福であると述べているが、後で触れるように、これがこの形態全般に關しても妥当すると考えるべきではないことを付け加えておこう。

右のビシュヌブル領で、一七九〇年に実物年貢として收取された粳米は八、六〇九マン(約三二〇トン。時価で、二〇〇〇ルビー強)であつたから、これが全年貢高に占めた割合は〇・五%ほどと微々たるものであり、年貢の殆ど全ては金納されていた訳である。

ビシュヌブル領の東側に位置するバルダマン(Bardhaman)県でも二種類の実物年貢の形態(正確にはその亜種)が見られた。一つは、サジャー・カマル(sajia khamar)と呼ばれ、保有する各ビガに付き、一定量の粳米に相当する金額を、「支払日の市場価格で換算して」払うというものであつた。この支払いは稲が收穫される状態になつてから一カ月以内に一括してな

れなくてはならず、もし遅滞すると一カ月に付き二%の罰金が追徴された。もう一つは、バグ・カマル(bag khamar)と呼ばれ、「耕作が行われてから村の有力農民と村長(mandal)が、農民の面前で平均収量を推定し」その一定割合に相当する金額を払うというものである。この換算も、恐らく、市場価格を基準にしてなされたと思われる。また支払期日、罰金の規定については、サジャー・カマルと同一であつた。

以上の二例では生産物を基準にしながら、実際の支払は価格代納でなされたのであるが、この県においても、右のバグ・カマルの形態で実際に物納が行われた事例もみられるのである。これを示す、一七八八年の史料を訳出しよう。

カマル地には固定した農民(settled tenants)は居らず、それは契約によつて耕作されている。その条件は県内各所において様々である。しかし、一般的に請負人(ザミンダール)は、最寄りの村の農民と耕作契約を結んだ。そして收穫後に生産物は慣行的な割合—半分から三分の一—で分割された。或いは、いくつかの場合には、耕作者が全生産物を受け取り、その一定の分量に等しい金額を、近隣市場の価格を基準にして、支払つた。

右から、この県でもバグ・カマル地において物納が行われた場合のあつたことが確認されるのであるが、ここで更に注目されるのは、カマル地には「固定した農民は居ない」という記

述である。これは、カマル地と呼ばれる実物年貢地（価格代納地を含めて）が起源的にザミンダールのいわば自留地とでも呼ぶうるものであったことを推察させるのである。この点は次のラングプル（Rangpur）県の事例においてより明瞭に看取される。

州北部のラングプル県の西南に位置したスワルプル（Swarnppur）領は百余村からなり政府地租四五、〇〇〇ルビー内外の所領であるが、ここには八カ村に散在する七八〇〇ビガのカマル地（khamar zamin）と呼ばれる免租地（lakhtar）政府地租が賦課されない土地）が存在した。そして、その大半は生計を維持するための奉公地を別途に与えられた労働者（haila）によって耕され、残りは近辺の農民が金納を条件に耕作していた。右の八カ村には各一名の管理人（khamaru）が置かれ、その下で働く五―六名の労働者から全生産物を受納して倉庫（khamar gola）に保管し、ザミンダール役所の指令に応じてそれを売却し代金をこれに送ったのである¹⁹。

この事例においては、カマル地がザミンダールの特別な管理下にあったいわば自留地であり政府も免租地とすることによってこれを公認していたことは、殆ど疑問の余地はないであろう。こうして、ベンガル州でこの時期に見い出された実物年貢地には起源的に二種類があり、一つは不安定な土地の耕作を行わせるためのものであり、他の一つ―主にカマル地―は、ザミンダールの自留地において行われたものであったことがほぼ明きらかにされた。後者における耕作は農民との物納または金納の

短期契約あるいは直属の労働者によって行われたのであるから、これらの耕作者は、この土地に対して保有権を主張しえなかつたと考えられる。いずれにしても、ベンガルでは実物年貢地は極めて小規模で局地的に存在したことを改めて述べておきたい。

- (1) Bengal District Records, Rangpur, (printed), vol. 2, 4th January 1782, No. 247.
- (2) Proceedings of the Committee of Revenue, 5th Feb. 1784, No. 63.
- (3) Bengal District Records-Rangpur, vol. 2, 4th January 1782, No. 247.
- (4) *Ibid.*
- (5) Proceeding of the Committee of Revenue, 5th Feb. 1784, No. 63.
- (6) Bengal District Records-Dinaipur, (printed), vol. 2, 28th Feb. 1787, No. 114.
- (7) M. O. Carter, *Final Report on the Survey and Settlement Operations in the District of Malda, 1928-1935*, 1939, pp. 2-3.
- (8) Proceedings of the Board of Revenue, 9th March 1790, No. 67.
- (9) *Ibid.*
- (10) *Ibid.*
- (11) *Ibid.*, No. 68.
- (12) *Ibid.*, 11th Oct, 1790, No. 15.

- ### 三 ビハール州東部の事例

まず、ベンガル州と境を接しガンジス河以北に位置するブル

ニア (Punea) 県における状況を、一七九〇年に県内の各郡を踏査した収税官補コールブルック (H. Colebrooke) の報告に依りつつみることにしよう。彼によれば、県内の大半の郡で既に貨幣年貢が一般的となっており、僅かに県西南のダラムプル (Dharampur) 領—Gondwara, Birnagar, Bowanipur 三郡から成る—において実物年貢がなお重要な部分を占めていたが、それも縮減傾向にあったことが知られる。やや長文にわたるが彼の報告からこの点を示す部分を訳出しよう。

かつては（ダラムプル領の）全部で物納が行われた。古くは生産物を實際に分割することによって、そして近時は毛見による推定収量を市場価格で換算することによって。…（更にその後、各郡に）貨幣地券が様々な時期に導入されていった。

ゴンドワラ(郡)では貨幣年貢(thika rates)が(一七五
年の)会社の徴税権獲得の以前から一般的であった。…そし
てビルナガル(郡)においては、貨幣地券(thika patta)
の発給が開始されたのは(ゴンドワラと)ほぼ同じ時期であ
ったが、一七六九年に至っても耕地の半分はバタイ(batai)
制即ち物納であり、(金納が)一般的とはいえない状況であ
った。しかし、一七七二年に全耕地が貨幣年貢(thika)に
転換した。…ポワニブル(郡)でのみ今日なお物納制が残存
しているが、ここでも貨幣年貢が相当に展開してきている。
かつてそれは綿花生産に対してのみ行われたが、一七七二年
以後はその他の生産物に対しても貨幣地券が発給されるよう
になった。しかし、一七七七年においても貨幣による契約額
は一万ルピーにすぎなかった。だが昨年(一七八九年)には
それは(郡の年貢総額の約半分の)二三、〇〇〇ルピーに達
していた。

このようにボワニブル郡において実物年貢が最も根強く残っていた訳であるので、そこにおけるこのあり方をもう少し詳しく検討することにしてしよう。この点について最も具体的な史料の得られるのは一七七七年についてである。この年、ブルニア県は会社政府の直営下におかれ、この郡にも管理役人 (Gastgeber) が派遣された。在来慣行を尊重せよという政府の命令を受けたので、「私 (管理役人) は、実物による査定 (chána-bandí) を行わせるために査定役人 (mushriff) と商人 (mahábandí)

「⁽⁵⁾」を任命しました。…この郡の慣行によれば実物年貢を払う農民は（査定役人が計測し、選定した政府の取分地の産出物を）⁽⁴⁾計量し、役人（*amla*）に引き渡します。彼はそれを小穀物商人（*Debari*）に売却し、代金を受け取ります。」ところが、査定役人が郡に到着してみると、「物納の農民は良質の稲を全て刈り取って下さい、田には劣質の稲だけを残していました。…当郡の慣行によれば、（このような時は）ピガ当り一〇マンの割合で（実物年貢）を納めることになっております。…（若干の村の農民はそれに異議を唱えたので）、私は（彼等には）粃米の代価として昨年と同じ割合であるピガ当り二ルビー半を支払えと命じましたが、彼等は聞き入れず、プルニア市まで訴えに行きました」⁽⁶⁾。

右の引用の記述は必ずしも明確ではないが、この郡では査定役人は物納地の一部を政府取分地として指定し、そこからの收穫物を年貢として取り、それを参集する小商人に売却して換金したようである。管理役人が商人を任命したとあるのは、この売却の際の実務を行わせるためであろう。なお、この方法では、米価の下落した年にはザミンダールは大きな収入減を蒙ることがあったのである。右に一端が示された農民の抵抗については、後に述べることにする。

さて、先にみたように、このダラムプル領でも金納制への移行が進行していたのだが、その理由として少くとも次の二点を指摘できる。第一に、詳述する余裕はないが、一七七二年に会社政府が五年間の地租請負制をこの州に導入した際に、政府が

この移行を積極的に推進したことである。⁽⁸⁾これは、一七七〇年の飢饉により人口が減少した結果、この年には穀物が相対的に供給過剰となり、その価格が暴落していたので、そこから生じるであろう損失を回避しようとして強行された措置であったと理解される。⁽⁹⁾先の引用でみたように、この年にビルナガル、ボワニプル両郡で金納への移行が急展開したことは、これによって説明できるのである。第二に、その後、特に一七八四年の全般的穀物払底を契機として米価が高水準で推移し、更に一七八七―一八八八年の凶作でそれが一層上昇する⁽¹⁰⁾という価格動向の中で、農民が著しく有利になった貨幣年貢を強く望んだことである。この際、ザミンダールの側は当然に物納制を維持しようと努めたが、次のコールブルック報告からの引用が示すように、このボワニプル郡の農民は様々な手段を用いてこの移行を進めたのである。

第一に、一部を金納で耕作している農民は、検地の時に、欺瞞や馴合で、最も生産性の高い土地を貨幣年貢地とし、産出のなかったそれを実物年貢地として測量してもらう。第二に、農民は借地人（*tenner*）⁽¹¹⁾ここではザミンダールのこと）が金納を認めざるをえなくするために、しばしば実物年貢地の耕作を怠る。田を十分に鋤き返さず、僅かしか種子を蒔かず、更に除草を全くせずにはって置くのである。やがて、借地人が産出の乏しいのを見て（その土地に対して）⁽¹²⁾低率の貨幣地券を喜んで与えることを期待しているのである。⁽¹³⁾

また、他の史料によれば、この郡では「荒蕪地 (khi)

を開墾した場合、その半分を金納で、残りの半分を物納で払うこと」が許されており、また、「大規模に耕作する者を奨励するために、実物年貢地二〇ビガに付き貨幣年貢地二ビガを、ビガ当り一ルビー半の定率で与える」という慣行がみられた。多数の農民は、右に例示したような手段を用いて、貨幣年貢地を増大させていったのである。この状態をみて、一七八九年に県取税官は、「ザミンダール吏員の腐敗した行為によって、物納から金納への転換が広汎に生じている」と報告したほどであった。以上より、先の長文の引用に示されていた、一七七七―一七九九年の時期に生じたボワニブル郡における大規模な金納化は、このような農民の意図的行動によってもたらされたものであったと結論してよいであろう。

さて、次いで、物納と金納の経済的負担度に関して若干の比較を試みよう。一七八四―一八八八年には一般的に米価格が高水準にあり、特に一七八七―一八八八年は凶作で商人が米の大量買占に狂奔したことは既にふれたところであるが、この背景にたてばチョードリー氏が重要な論拠とされている一七八九年の県取税官の報告―物納地の年貢はビガ当り四ルビーに相当するのに対して金納地のそれは一ルビー半であるというもの―も一面の真実を伝えるといえるが、しかし、右の顕著な格差は価格の一時的な高騰によるものであったことは見逃されてはならないのである。

それでは、こうした一時的趨勢を除去した時の、両者における負担の大きさを比較することを試みよう。一七七一年というのは前年の飢饉と翌年の米価暴落に挟まれた年であり、価格水準はほぼ平年並であったと考えられるのだが、この年について、ダラムプル領内のある上層農民の年貢負担が知られる。それによると、彼は平均すると貨幣年貢地をビガ当り一ルビーで、そして実物年貢地を一ルビー三アンナで保有しているのであり、両者に大差は認められない。⁽¹⁹⁾ 次いで、豊作と先年の過剰な買占で米価が沈静していた一七九〇年のコールブルック報告によれば、ボワニブル郡の実物年貢は平均してビガ当り一ルビー三アンナであり、それに対して貨幣年貢は彼の採用した基準値 (puidara) についてみると、一ルビー七アンナであり、むしろ後者の方が高いのである。⁽²⁰⁾ こうして価格変動から比較的自由であったと考えられる二時点については、両者に顕著な格差は見い出せないのである。ただし、右のコールブルックの基準値の意味する所は慎重な検討を要するのであり、本稿ではふれえないが、他の史料を見るとこの時期に農民の抵抗の結果として貨幣年貢の率が一般的に低減していたことは明白である。従って、先の一七八九年の事例ほど顕著ではないにしても、徐々に両者の年貢負担の差が拡がりつつあったことは否定しえないのである。

最後の事例として、州東南部にあり、ガンジス河の以南に位置したバガルプル (Bagalpur) 県のそれを挙げる。まず、一般的に指摘できるのは、ここでは、実物年貢と貨幣年貢が双方

表 1 バガルブル県における穀米 1 マン当りのザミンダール
農民、共通経費の各取分比

	安定的既耕地		中間地		新開墾地	
ザミンダール取分	シェール 20	50.0%	シェール 16	40.0%	シェール 13-4	33.1%
農民取分	15	37.5	20	50.0	23-12	59.4
共通経費	5	12.5	4	10.0	3	7.5

注: 1 マン=40 シェール=82Lb.÷37.2kg.

出所: Proceedings of the Board of Revenue, 1st Feb. 1790, No. 13.

とも広く行われていたが、その前者において価格代納形態が増大していたことである。これは、すでにみてきたように、この県に限らず一般的にみられた傾向であるといえるが、この含意についての考察は結言に譲ることにする。

さて、それでは同県における生産物の分割方法をみることにしよう。ここでは、耕地は安定した既耕地 (bah)、新開墾地 (khi)、及びその中間段階と考えられる耕地 (khar-khi) という三種類に分類されていた。そして、表 1 が示すように、土地の粗生産物は、その土地が右のどれであるかに応じて定められた特定の比率に従って、ザミンダール取分 (māgurdān)、農民取分、共通経費 (shī) と呼ばれ、村長 (mugadam)、村書記 (patwat)、村入用 (dhi khar-chā) 等からなる (23) の三部分に分割されたのである。

ところで、この県でも、実物年貢と貨幣年貢が代替性を有する事例が見られた。特に、

毛見 (Bai Basi) に基付いて年貢額が決定されたいくつかの地域では、「ザミンダールは金納 (naqad) か物納 (bhaaf) かを任意に選んで年貢を徴収することができる。当然に、彼は豊作の年には前者を、そして穀価が上昇する不作の年には後者を選択する」(24) のであった。前節で検討したディナジブル県の事例とは異なり、ここでは通常の耕地においても物納が行われていたので、ザミンダールは右に引用したように自分の利益のみを考慮して、この代替性を操作することが可能であったのである。しかし、時には、これが災害時の甚大な打撃からザミンダールと農民の双方を救うために利用されることもあったのである。例えば、一七八三年に、この県が全域にわたって旱害に襲われ極度の不作に陥った時、当時の県収税官は次のような措置を講じてこれに対処したのである。

収税官は、ザミンダールと請負人からの次の提案—そしてそれには農民も異議をさし挟まなかった—に同意したのである。それは、その年の年貢支払いにおいて、従来の金納制を中止し、最上地について農民一六シェール (四〇%)、政府二四シェール (六〇%) という慣行的な比率で物納とするというものであった。この調整によって、それ以降に現物で納められることになった秋場米 (bhadā) 、春場米 (rā) につけられるであろう有利な価格によって「(…原文判読不能…)、政府地租の滞納は全く回避されたと思われる」(25)。

これは、主穀(冬場米)の著しい不振のために貨幣年貢の完納が達成され難い時に、支払形態を臨時に物納化して、その後の收穫(春場米、秋場米)がうるであろう高価格によって、先に生じた不足を補填するという巧妙な方法であったといふことができる。

(115) 研究ノート

- (1) B. Chowdhury, "Movement of Rent...", p. 309.
高島稔 前掲論文 一六五頁。
- (2) Proceedings of the Board Revenue, 20th Oct. 1790, No. 40.
- (3) Proceedings of the Provincial Council of Revenue at Dinajpur, 14th July 1777.
- (4) *Ibid.*, 6th Dec. 1777.
- (5) *Ibid.*, 11th Nov. 1777.
- (6) *Ibid.*, 6th Dec. 1777.
- (7) Proceedings of the Committee of Circuit at Purnea, (printed), vol. VII, p. 104
(A letter from John Graham, dated the 30th January 1773).
- (8) *Ibid.*
- (9) Proceedings of the Revenue Board Consisting of the Whole Council, 17th Nov. 1772, Nos. 17 & 20.
- (10) Proceedings of the Committee of Revenue, 12th January 1784, No. 35.
- (11) Proceedings of the Board of Revenue, 14th March

1788, Nos. 34 & 35 etc.

- (12) *Ibid.*, 1st April 1790, No. 19. 一七八九年十二月に行われた調査の報告である。
- (13) Proceedings of the Board of Revenue, 20th Oct. 1790, No. 40.
- (14) *Ibid.*, 1st April 1790, No. 19.
- (15) *Ibid.*, 1st Feb. 1790, No. 36.
- (16) *Ibid.*
- (17) B. Chowdhury, "Some Problems of the Peasantry...", p. 145.
- (18) Proceedings of the Board of Revenue, 1st Feb. 1790, No. 36.
- (19) *Ibid.*, 1st April 1790, No. 19.
- (20) *Ibid.*, 20th Oct. 1790, No. 40.
- (21) *Ibid.*, 1st Feb. 1790, No. 12.
- (22) *Ibid.*, Nos. 12 & 13.
- (23) *Ibid.*, No. 12.
- (24) *Ibid.*, 28th Dec. 1791, No. 1.

四 結 言

最後に、本文を要約し、またそれと同時にそこでは様々な制約から触れえなかった問題をも含めて、実物年貢に関する概観を与えることを試みてこの小稿を結ぶことにしたい。

実物年貢の存続の諸条件、その機能などを考察するに当って、

まず注意されねばならないのは、それが生産物の一定割合を分割する定率制と単位面積当りに固定量を納める定量制とに大別され、更に各々について価格代納制という亜種がみられたということである。例えば、最も単純な形態であるかに見える定率制は、実は、収穫と価格の変動が逆方向の相関性を有することを巧みに組み合わせて、これらの変動が年貢負担に及ぼす影響を抑制する機能を果たしたのである。具体的に述べれば、それは一方で、不安定な条件にある耕地や辺境地域における農民経済を守り維持する役割を果し、他方で、ザミンダールの実質収入の極端な下落を防止する作用を有したのである。その金納形態への一時的な代替は、これらを達成するためにとられた補助的機能であり、定率制の柔軟性を示す顕著な事例であったといえよう。これに対し定量制においては、豊年には年貢負担度が相対的に低下するが、不作の年にはそれが著しく増大し農民経済を極度に圧迫することになったのである。これは、筆者による、複数のモデル例における定量制と定率制の両者についての年貢負担の試算とそれらの比較から結論されることであるが、許された紙幅はもはや尽きているので、詳細は省略することにする。

次いで、実物年貢が代替的ではなく、不可逆的に移行するための条件を考察しよう。本文中で示唆されたように、物納は主に米作において成立していたのであるから、この移行の基礎条件として、十分な規模の米穀市場が形成され、かつ、都市と農村の間に貨幣と物資（米穀）の循環構造が成立しなくてはならないことは自明である。このような市場構造は一日にして成

るものではないが、こうした需要の拡大に大きな刺激を与えた一因として、会社政府がベンガル管区（ベンガル、ビハール、オリッサの三州）を、インドにおけるその商業的、軍事的活動の主要な補給源としたという歴史的事実を指摘しておきたい。

さて、右の市場条件は年貢形態の転換の可能性を用意したとしても、それが現実化するに当たっては、人間による主体的行動がとられねばならない。このような行動として、本文中で指摘したように、少くとも二つを挙げることができる。第一は、支配者側が価格の低落期に、それによる損失を回避しようとして強引に貨幣年貢制に転換させ、それが、その後の状況の変化にも拘らず永続した場合である。第二は、逆に、農民が、穀価が高水準で推移した時期に、その恩恵に与かるべく様々な手段を通してこの転換を推進したことである。そして、これらの底流として、本稿では殆ど内容に入らなかったのが、十八世紀後期のほぼ全期間にわたってベンガル、ビハール両州のザミンダール支配が動搖を続け、その所領支配が弱体化したという事態が存在し、そしてその中で、貨幣年貢の率が農民の継続的抵抗によって低減していったという歴史的状况が存在したのである。

さて、最後に、貨幣年貢と価格代納制との相違点の一つだけ指摘しておきたい。結論から述べるなら、経済史上の周知の定式である、傾向的な価格上昇という条件の存在する時、貨幣「地代」地において農民の剰余の増大がみられるという関係が、前者においては成立するが、後者においては、定率制であって

も定量制であっても、きわめて成立しにくいということである。これは、農産物価格の傾向的上昇、土地生産性の相対的な停滞、そして貨幣「地代」の驚くべき固定性（一七九三年当時の年貢率と二十世紀初頭の「地代率」とがほぼ同一水準に保たれていた）という三つの要因の相互連関の結果としてもたらされることである。ところで、ここでは非付記しておかねばならないのは、貨幣「地代」地で発生した右の一定の剰余が、特殊インド

的条件の下では、殆ど農業発展の方向に向けられずに、多数の中間的取分権者（intermediaries）を発生させるという帰結（subinfeudation）をみ、その中で費消されて了ったことである。だが、こうした点の実証作業は本稿の課題を遙かにこえるものである。

（一橋大学専任講師）